

平成26年9月10日

於・1002会議室（10階）

第1009回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
(1) 審理官の任命に係る議決について	1
(2) 現在付議されている異議申立ての審理を主宰する主任審理官の指名 について（平成25年付議第1号及び同年付議第2号関連）	1
3. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する 省令案について（諮問第28号）	2
(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第29号）	2
(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について （諮問第30号）	1 4
(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第31号）	1 4
(5) 第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設指針の 制定について（諮問第32号）	2 4
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方 式の一部を改正する省令案について（諮問第33号）	3 9
5. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 平成25年度民間放送事業者の収支状況について	4 5
6. 閉 会	5 6

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから、審議会を開催いたします。

議決事項

(1) 審理官の任命に係る議決について

(2) 現在付議されている異議申立ての審理を主宰する主任審理官の指名について（平成
25年付議第1号及び同年付議第2号関連）

○前田会長 最初に議決事項にありますとおり、審理官の任命に係る議決をお願いしたい
と思います。榮審理官におかれましては、本年9月11日までの任期となっております。
審理官の任命につきましては、電波法第99条の14第3項におきまして、「電波監理審議
会の議決を経て、総務大臣が任命する。」と規定されております。今般、総務大臣から同条
に基づきまして、引き続き榮春彦弁護士を審理官に任命することについて議決の求めがご
ざいました。

電波監理審議会としましては、これまでどおり、榮弁護士に審理官をお務めいただい
てはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 御異議がないようですので、そのように決することといたします。どうぞよ
ろしくお願いたします。議決した旨の通知につきましては、所定の手続により事務局から
総務大臣あて提出してください。

それから2つ目。ただいま議決いただきましたので、現在付議された状態にある、異議

申立て案件につきまして、榮審理官の再任後も引き続き主任審理官として御対応いただくこととしては、いかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 御異議がないようですので、そのように決することといたします。榮審理官におかれましては、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、諮問案件の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 審議に入ります前に、この夏のご異動で着任された方がいらっしゃいますので、一言ずつ御挨拶をお願いできればと思います。

○高橋総合通信基盤局総務課長 総合通信基盤局総務課長高橋でございます。よろしく願いいたします。

○田原電波政策課長 7月より電波部の電波政策課長になりました田原でございます。よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございました。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について

(諮問第28号)

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について（諮問第29号）

○前田会長 それでは審議を開始いたします。最初に諮問第28号「無線局（基幹放送局

を除く。)の開設の根本的基準の一部を改正する省令案について」及び諮問第29号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、布施田移動通信課長及び田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 はい、布施田でございます。よろしくをお願いいたします。諮問第28号説明資料に基づきまして、「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案」につきまして御説明させていただきます。

今回諮問の背景でございますが、本年1月より総務省におきまして、新しい電波利用の姿を具体的に議論することを目的に「電波政策ビジョン懇談会」が開催されております。

本年7月にこの懇談会の中間とりまとめがまとめられまして、そこに2500MHz帯を使っている地域BWAのあり方につきましても、「高度化方式の速やかな導入」、「提供すべき公共サービスに関し市町村との連携等を要件とすること」及び「公平な競争環境の維持を図るために必要な措置を講じること」などを提言いただいております。今回は、これらを反映するための制度整備を行うものでございます。

諮問の概要でございますが、2575から2595MHzを使用する地域BWA無線局の開設基準に、免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含むものである旨を規定するものでございます。答申いただいた場合には、本年10月1日から施行を予定しているものでございます。

説明は、別添の説明資料で御紹介させていただきます。

まずBWAには、開設計画の認定を受けて全国的にエリアを展開し、公衆向けの広帯域データサービスを行う「全国BWA」と、デジタル・ディバイドの解消、または地域の公共サービス向上等のための「地域BWA」の2つがございます。周波数配置上は、2つの全国BWAの間にはさまれるような形で、ガードバンドにおいて地域BWAが割当てされてございます。

全国BWAでございますが、現在、UQコミュニケーションズとWireless C

i t y P l a n n i n g がサービスを提供しておりまして、加入者数はそれぞれ約 4 0 1 万、約 3 4 4 万の加入があるところがございます。

地域 BWA につきましては、先ほど申し上げましたとおり、デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等を目的にしております、免許の対象区域は、1 つの市町村を基本にしてございます。

地域 BWA は、平成 2 0 年 6 月から導入を開始しているところがございますが、普及はなかなか進まないところがございます。平成 2 4 年度に臨時の電波利用状況調査を行いましたところ、約 9 5 % の市区町村では地域 BWA の無線局が開設されず、普及が進んでいない状況が明らかとなっております。

続いて、平成 2 5 年 1 1 月に、地域 BWA の利用意向調査を実施いたしましたところ、全国 BWA の事業者と資本関係を有する者であるソフトバンク B B 及び J : C O M 各社から大規模な参入表明があったところがございます。そのため公平な競争環境維持の観点から議論する必要があるということになりまして、本年 1 月から電波政策ビジョン懇談会で議論がされているところがございます。

本年 7 月の電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめの中では、地域 BWA の制度趣旨、「地域の公共の福祉の増進に寄与」するという、この制度趣旨・意義については維持する一方で、普及が進んでいないという状況から、関係者の意向を考慮しつつ、4 つの周波数有効利用方策が提言されてございます。

①が、システムとして W i M A X R e l e a s e 2 . 1 A d d i t i o n a l E l e m e n t s と A X G P という高度化方式を適用するという。②は、市町村との連携を要件化するという。③は、全国事業者などの参入について公平な競争環境の維持を図るために適切な措置を講じるということがございます。さらに④として、①②③の措置を講じた上で、所要な経過期間を講じてなお利用されていない地域については、全国バンド化を検討することというものでございます。

今回の制度整備でございますが、①②③の事項について反映するものです。

①の高度化システムの導入につきましては、昨年9月の電波監理審議会におきまして無線設備規則の一部改正案を諮問し、同日答申を受けておりますので、既に制度化の手続きを取っております。

②の市町村との連携等の要件につきましては、今回無線局の開設の根本的基準の一部改正を行うものでございます。お手元の資料に、無線局の開設の根本的基準の新旧対照表が付いております。同省令の第3条には、電気通信業務用無線局は、電気通信事業の実施について適切な計画を有していることという規定がございますが、地域BWAの周波数帯である2575MHzを超え2595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局については、免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含むというふうに、地域の公共の福祉の増進に寄与するということを明確化するものでございます。

③の全国事業者などの参入について公平な競争環境の維持を図るための適切な措置については、電波法関係審査基準の一部を改正いたしまして、これを全国事業者及び関連事業者は、免許主体となれないという措置を取っております。「地域BWAの免許主体となれない者」については、全国BWA事業者、携帯電話事業者、それらとある一定の資本関係があるもの等を規定してございます。

今回の制度改正3項目のうち、2つ目の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本基準の一部改正が電波監理審議会の必要的諮問事項に該当しておりまして、今回諮問させていただきました。

また、総務省では、この制度改正案につきましてパブリックコメントを本年7月26日から8月25日まで実施しており、59の方々からコメントをいただきました。本日は、主な御意見と御意見に対する総務省の考え方を紹介させていただきます。

ソフトバンクグループからは、地域BWA基地局の配置計画が順調に進まない場合には

新たに免許しないということを審査基準に盛り込んでどうかという御意見がございました。これに対しましては、地域BWAは、1局1局の無線局の審査であり、携帯電話のように開設計画を認定するような形ではございませんので、このような規定を設けることは不適當であるとしてございます。

また、同社からは、地域BWAの今後の申請受付の期限を切るですとか、申請受付期間は3か月以内で十分という御意見もございましたが、これに対しましては、現時点で規定することはないということでございます。

また、UQコミュニケーションズからは、システム間の干渉の問題から、地域バンドにおける20MHzシステムの導入を28年度以降にしてほしいという御意見と、地域BWA事業者と全国BWA事業者の干渉帯の合意を厳守されるようにしてほしいという御意見がございました。これに対しましては、関係者の合意を取ることという事項が審査基準に盛り込まれてございますので、これを正しく運用していきたいとしてございます。

既存の地域BWA事業者からは、地域BWAと全国BWAのキャリアアグリゲーションをする際、地域と全国の制御を徹底するのは難しいという御意見がございました。こちらは、今回のパブリックコメントの対象ではなく、他の諮問事項に関係することでございます。いずれにしても、電波政策ビジョン懇談会の審議を反映させた結果でございますので、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

日本ケーブルテレビ連盟からは、申請受付期間を2年程度確保すべきとの御意見のほか、キャリアアグリゲーションの規定を設けるのは拙速という御意見をいただいております。申請受付期間につきましては、これを参考意見とさせていただきました。キャリアアグリゲーションの規定につきましては、今回のパブリックコメント対象ではございません。

最後に、J:COM各社及び日本ケーブルテレビ連盟から、全国事業者との資本の関係だけで免許主体になれないということではなくて、これまでの実績なども考慮すべきではないかという御意見をいただいているところでございます。これに対しましては、先ほど

御紹介いたしましたとおり電波政策ビジョン懇談会において議論いただいた結果を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

以上、制度改正案の御説明をいたしました。本日答申いただきましたならば、10月1日から施行させていただく予定でございます。諮問第28号の説明は以上でございます。

○田原電波政策課長 併せて諮問第29号につき御説明させていただきます。

諮問第29号は、2545MHzから2655MHzまでの周波数帯に係る、周波数割当計画を変更するというものでございます。

先ほど移動通信課のほうからございました、諮問第28号と関連がございまして、電波政策ビジョン懇談会での議論を踏まえまして、先ほど、根本基準を改正するというところでございますけど、これに対応した形で割当計画の一部を変更するものでございます。

横紙の参考資料を付けておりますが、こちらを御覧いただければと思います。変更のイメージ等がございますけれども、現在割当計画上、2545MHzから2655MHzについては、「移動（航空移動を除く。）」として、電気通信業務用でございますけれども、広帯域移動無線アクセスシステム用と書いてございます。これにつきまして、別表10-4というものを新たに設けまして、広帯域移動無線アクセス用とし、割当ては別表10-4によるという形で、別書きする形にいたします。

この中で2575MHzを超え2595MHz以下の部分につきまして、先ほど根本基準でありましたような免許の対象区域で公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局というものについて免許するという根本基準に変えるということでございますが、これに応じた形の無線局に限るということで、この真ん中の周波数を特定するというところでございます。

これによりまして、今までは全体の広帯域移動無線アクセスとしていたものを地域BW Aという形で、この周波数帯をより明確にするという趣旨でございます。

これにつきましては、パブリックコメントを7月から8月にかけて行いましたが、特段

の意見はございませんでした。

本件につきましても、本日ご答申いただきました場合には、速やかに手続きいたしまして、先ほどの開設の根本基準の一部改正と併せて10月1日の施行をするということを予定しています。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。はい、お願いします。

○村田委員 地域BWAに対する現状というか考え方を確認させてもらいたいのですけれども、地域の公共の福祉に寄与するという制度趣旨は大変よろしいが、他方で、制度から6年たって多くの市町村で無線局が開設されていない、つまり、公共の福祉という目的が達せられていないと。従って、更に言えば、では別の枠組みを作ったらどうだと、全国バンド化というような意見もあるけれども、現時点では、全国化のほうに今すぐ舵を切るといわけではないのだということなんだろうと思います。今日の諮問に係ることは、従って、現在の枠組みの中でうまくいっていないところを、こうやったらうまくいくのではないかとこの施策をとって行って、様子を見て、それでも駄目だったら全国バンド化も検討せざるを得ないのかなというところが、今日現在の状況ですという理解で、間違っていないですか。

○布施田移動通信課長 はい、その御理解のとおりでございます。

○村田委員 そうすると2点目に、いただいた資料の5ページのところなのですが、もしそうだとすると、この①から③の施策を取って効果を見極めるというのも、①は大変よく分かるんです。高速化したり、スマホだとかタブレット版に対応できるようにして、様子を見たらどうだろうという、これは、普及していない理由の1つに挙げられているので、それは分かるのですが、②の諮問第28号に係るところの、市町村との連携を要件として明確化する、地方の公共の福祉の増進に寄与する計画を出しなさいというのを、明文化するというのが、現在の枠組みの推進とどう結び付くのか、それはどう結び付くものでし

ようか。

○布施田移動通信課長 はい、先ほど御説明いたしましたとおり、電波政策ビジョン懇談会の中では、地域BWAの趣旨である地域の公共の福祉の増進に寄与するという事は、そのとおりであって、それは維持しましょうと。ただ、普及が進んでいない現状があるので、適切に検討されている地域の公共の福祉に関するようなサービスについては、高度化した上で適切に検討されている地域の方々だけをまず受け付けて、その他のところは、ゆくゆく必要な期間をおいた上でございますけれども、全国事業者が入って、一般に広く使えるような形にしていくことが適当ということでありました。そのため、市町村の連携がしっかりしている者ということをしっかり規定しておきたいという趣旨でございます。

○村田委員 私、ちょっとがった見方をすると、既に全国バンド化やむなしということで、この規定は準備に入っているのかなというふうに表面的に見たときにちょっと読めたものですから、要するに全国事業者であっても、地方の公共の福祉の要件を満たす計画を作っているものであれば、地域の受益者にとっては、それが地域BWAの業者であろうと、全国BWAの業者であろうと、それは、少なくとも受益者から見ると、同じではないかということで、ここの要件になりつつあるのかなと。ただ一方で③のところでは、はっきりと公平な競争のために、そういう全国業者は、今のところ排除しますよというのを明示しているから、その2つの関係がよく分からなかったもので、ちょっと質問をしてみたんです。

決してそれを、舵を切る準備というわけではないという理解でよいのですよね。

○布施田移動通信課長 はい。懇談会で御提案いただいた、この手続きを踏んでいくということでございます。

○村田委員 ちなみに、ちょっと懇談会の中間とりまとめの概要を読みましたのですけれども、ここの2つの関係がいまひとつ私には読み取れなかったもので、その辺がどうなのかなと。もう、もしかしたら全国化やむなしなのかなという感じを受けたものですから、そ

の点が1点です。それともう1つ、この①から③を講じて見極めてから全国バンド化を検討するということですが、今まで6年経っていますので、この今回の見極め期間というのほどのぐらいなのですか。

○布施田移動通信課長 今回①のとおり、高速化とか新しいシステムの導入を盛り込んでいます。その成功例などをまた他の地域が見て、展開していくという可能性もございいますが、どれほど進むのかということも見た上で考慮したいと思います。また、地域の公共サービスの提供の仕方としては、全国事業者のネットワークを借りて、MVNOとして提供するというやり方もございしますので、そちらとの兼ね合いとか、状況を見ながら判断したいと思っています。

○原島代理 ちょっと関連する質問になりますけれども、地域BWAの、地域の公共の福祉の増進に寄与するというような、非常に重要な趣旨で、それを守りたいというのは非常によく分かります。一方で、御質問が出たように、この①②③④があって、④もついているということが、何か全国バンド化するための準備ではないかという誤解を生みやすいようなところが、私も最初はそのように思いました。なぜそのように思ったかというのは、この①②③が、地域BWAをしっかり推進させる仕組みになっているかどうか、これがもし、そうになってないとすると、今までどおりになってしまう、それが、いろんな方にいってしまうのではないかという、そう思われてしまうと、そういうふうに見られてしまうんですね。実際、地域BWAが、なかなか参入がないということの理由が、本当にこの①②③だけなのか。この高度化システムというのは非常に重要ですけども、これは場合によっては全国と同じにすることですよね。②③というのは、必ずしも、地域BWAの何かビジネスモデル等を明確にするということでもないような気がする、何かちょっと①②③が、地域BWAを積極的に推進させるための施策に何かなってないから、そういう誤解を生むのではないかなという気がいたしました。もちろん制度的にできることと、できないことがあると思いますが、これから地域BWAが本当にその趣旨が生かされるように、

積極的に対策を打って、これからやっていただく、ここで①②③をとりあえず決めたからいいのではないかではなくて、積極的対策を打って、できれば④にならずに①②③の元々の趣旨が生かされるということが重要だと思いますので、そのように、総務省としても進めていただければというふうに思っております。

○布施田移動通信課長 はい。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○松崎委員 私もこの②の「市町村との連携等を要件」とある点を、もう少し詳細に知りたいのですが。計画段階で提出すればそれでいいのか、ある程度市町村のほうからの合意を取り付けないと駄目なのか、というようなことです。J：COMと日本ケーブルテレビ連盟からの、「全国事業者のこれまでの地域における事業実績や市町村との連携等を総合的に判断すべきである」というパブリックコメントを読むと、既にその地域で、全国事業者がある程度連携を取ってしまっているとしたら、そこに地域のBWAの事業者が食い込んでいくということが事実上可能なのか、その2点についてお伺いしたいです。

○布施田移動通信課長 はい。1つ目の御指摘いただきました、市町村との連携のやり方でございますけれども、申請の段階におきまして、市町村と協定なりですね、これはどのようなことをやって、地域の公共の福祉の増進に寄与するかという計画を地方自治体と申請者の合意の元で作っていただくということを要件化してございます。

もう1つ、2つ目の御指摘のJ：COMグループが既に地域で密接した活動をしていると他の事業者が入れないのではないかとというのがございますが、他の事業者、J：COM以外の事業者がその地域におきまして、観光情報の提供なのか避難地域の情報提供という形なのか分かりませんが、いろんな案が提案され、地方自治体との連携が図られた計画を作ると。そういう形で提案されていくことが重要な鍵だと思っております。すぐに入れないということはないと思います。

○松崎委員 はい、ありがとうございます。

○山本委員 今の点についてですけれども、8ページのところに、市町村との間の協定書などと書かれていて、これについては、無線局免許手続規則の一部改正、電波法関係審査基準の一部改正というふうになって、この辺になると諮問事項から少し外れるところかと思うのですが、これは、具体的にはどのレベルで、どのような形で書き込まれることになるのでしょうかという確認をしたいと思うのですが。

○布施田移動通信課長 はい。それは審査基準、電波法関係審査基準の訓令案がございまして、そちらのほうで要件化を進めてございます。表現といたしましては、無線局の申請にあたりまして、サービス計画とその計画を実施する根拠として免許主体と市町村との間で締結された協定その他の契約、また、それに関係するサービスに係る市町村の事業計画、こういうものを出していただくこととしております。

○山本委員 審査基準上は、市町村のコミットメントを示すような、どういう名称であれ、文書を添付するよにということを求めているのですか。

○布施田移動通信課長 はい。そうでございます。

○山本委員 分かりました。

○前田会長 他にはございませんか。

本件は、先ほどから、本当にこれが地域BWAの促進に寄与するのかどうかという疑念が呈されていますが、元々の枠組みである現行の地域BWAの仕組みを維持するということから出発し、一部を修正する提言になっています。そこが一番皆さん疑念の元になっているところなのかもしれません。5ページ目の電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめの最初の①②③の一番上に書いてある、『地域の公共の福祉の増進に寄与』するという制度趣旨・意義については維持』という、この一言がその後ろ側の変更点の枠組みを規定していると理解をしたわけです。特に②番について疑念がいくつか出ましたけれども、それを必要とする背景がたぶん、私の理解では、4ページ目に、昨年、利用意向調査をやった結果として、全国規模に展開している事業者が、現行制度を利用して、きちんとした開設

計画ではない状態で個別にどんどん申請を出せる状況にあります。そういうことによって、現行の仕組みが大幅に崩れてしまう可能性があり、そういうことを危惧しているということです。現行の制度を維持する限りは、これがないと先ほどのような事業者の方々が個別だと称して全国規模に全部申請をするというような事態になると、現行制度が維持できないということになるので、最初の現行制度を維持するかどうかというところが一番のポイントなのかなというふうに私は理解をしております。

維持するためには、どうしても②は必要なのかなというふうに理解をいたしました。

ということで、将来の④の姿を既にここに書いてあるので、本当にこれでいいのだろうかという疑念が委員の方々には若干起こったところかなと思いますが、今回の諮問について、特に今のような現行制度を維持するところからスタートしたときに、この案でよいのではないかというふうに思います。御意見ございますでしょうか。

○松崎委員 今、概要のところ、免許対象区域が1市町村になっていて、経済活動があれば2以上となっていますね。業者の人の意向は、参入区域を複数市町村としたいというものが過半数であるということ踏まえて、例えば、経済活動であれば3市町村でも良いというように広げるという施策を取れば、今までの6年よりも参入者が増えるという可能性は高いのではないのでしょうか。そのようなことはできないのでしょうか。

○布施田移動通信課長 はい。今の御説明にありましたとおり、原則は1つの市町村でございますが、申請者の理由によっては、経済活動が連携しているなどの理由があれば、2つ以上、もしくは3つ、4つの市町村をカバーするような形のサービスは、現行でできるようになってございます。

○松崎委員 それは、周知されているのですか。

○布施田移動通信課長 はい。実際それで免許を取っている事業者もございます。

○原島代理 本来の趣旨である地域のサービスをという、地域の定義ですね、地域というのは1市町村なのか、経済圏が1つであるとか、そういう中で生活しているのが本来の地

域。市町村というのはあくまで行政上の問題ですので、そういう広い地域にすればもう少しBWAが参入しやすくなるという、元々地域の定義が狭すぎるから参入しにくい、ビジネスモデルが立てにくいということがもしあるようでしたら、それは積極的に柔軟に考えて、本来の趣旨が生かされるようにしていただきたいというふうに思っています。

○前田会長 それでは、ただ今のような御意見については、それぞれ参考にしていただいて設計をしていただければというふうに思います。

この諮問第28号、第29号について、諮問のとおり改正及び変更することは適当である旨の答申を行なうこととしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 それでは、先ほどのようないくつかの注文がつけました、それを踏まえてよろしくお願いいたします。よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣あてに提出してください。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について(諮問第30号)

(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について(諮問第31号)

○前田会長 それでは、次に移ります。諮問第30号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」及び諮問第31号「周波数割当計画の一部を変更する告示案について」につきまして、布施田移動通信課長及び田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 はい、続けて説明させていただきます。諮問第30号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案について」、こちらを御説明させていただきます。こちらの諮問は、3.5GHz帯へ第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)を導入するにあたり、必要となる制度整備を行うものでございます。

背景でございますが、昨年7月に情報通信審議会から、このLTE-Advanced

の技術的条件については答申をいただいております。

また、昨年12月には電波監理審議会において、現在携帯電話事業者に割り当てている周波数帯において、LTE-Advancedの技術を導入する制度整備は答申をいただいたところでございます。

今回は、3.5GHz帯、3.4GHzから3.6GHzまでの周波数に第4世代移動通信システムの導入を可能とする制度整備でございます。

省令改正の概要でございますが、この3.5GHz帯にLTE-Advancedを導入するために、まず(1)、電波法施行規則、無線設備規則、それから特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則を修正させていただきます。

(2)でございますが、LTE-Advancedになりますと、これまでのLTEの場合には試験のための別な電波が必要でしたが、LTE-Advancedの場合には自らが行えるということで、この試験のために必要な無線設備の項目を削除していきます。また、(2)の直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、通称ではUltra Mobile Broadbandという方式がございます、その方式が過去制度化したのでございますが、実用化されないというような目処がございます。こちらも併せて項目を削除いたします。

その他の規定といたしまして、(1)のLTE-Advancedの導入に伴い、陸上移動中継局を導入するのに関係して、免許手続規則のほうも改定させていただきます。

施行期日につきましては、今回、公布日を施行日とさせていただきたいと思っております。概要につきましては、次の横長の資料で御紹介させていただきます。

携帯電話の進化はここにあるとおりでございます、第1世代から順に世代が上がってきて、今第4世代と。携帯電話と無線アクセスそれぞれの発展系で今来ているところでございます。

続きまして2ページ目、第4世代移動通信システムの導入に伴う規定の整備ということ

でございますが、これは特長を御紹介させていただきます。大きく2つありまして、1つが光ファイバ並みの超高速を実現すると。第4世代ですと、2時間のDVDが約30秒でダウンロードできるような高速性を持ってございます。

特長の2つ目でございますけれど、柔軟性の高い電波利用を行えます。複数の通信波を束ねて使うキャリアアグリゲーションが主な点でございます。

次の3ページ目に続きます。キャリアアグリゲーション技術の概要を御紹介させていただいております。キャリアアグリゲーション技術は、2つの波を一体として使うものでございます。2つの波が絵の左側のように連続している場合でも、また、右側のように離れていても、1つは800MHz帯、1つは3.5GHz帯と離れていたとしても一体として使えます。例えば、800MHz帯の10MHz幅と3.5GHz帯の20MHz幅がありましたら、一体化して30MHz幅として扱います。スピードも、800MHzは70Mbps、3.5GHzが150Mbps、併せて225Mbpsの高速通信が可能です。下から3つ目の「○」でございますが、昨年12月に諮問させていただいた際には、このキャリアアグリゲーションは「一の者に運用されるものに限る。」と、つまり、事業者間をまたいでのキャリアアグリゲーションはできないという基準になってございました。この扱いにつきましては、電波政策ビジョン懇談会で議論していただきまして、中間とりまとめの中で結果としまして、周波数有効利用技術の活用を推進するというところで、適切な措置を講じて実用化するということになってございます。

次の4ページ目に、その電波政策ビジョン懇談会でのキャリアアグリゲーションの議論のうち、地域BWAと全国BWA事業者のキャリアアグリゲーションのところについて御紹介させていただきます。地域BWAの周波数は先ほど御審議のとおり「地域の公共の福祉の増進」を目的にしているということでございます。そこに1つ目の「●」でございますが、全国事業者、また関連事業者がそのまま入ってくることについては、適切な措置を講じるべきであるということでございます。

そのため、中ほどより下側でございますが、全国事業者のほうが地域BWAの波を使ってキャリアアグリゲーションをするということは、その地域BWAの周波数帯を使用する目的に合っていないということもあり、また、公平な競争環境を確保する観点から認めないというふうになってございます。

全国事業者が周波数を使うのであれば、開設計画などの認定をした上で使うべきであるという御意見が、公平な競争環境を確保する観点というところでございます。

一方、地域BWAの事業者のほうが全国事業者の周波数を使ってキャリアアグリゲーションすることについては、地域BWAの「地域の公共の福祉の増進」という目的の範囲の中では、これは使ってよろしいのではないかとということで、地域BWAは、全国BWAの周波数を使ってキャリアアグリゲーションができるよう、適切な措置を講じるというふうになってございます。

このような背景から、各種の改正をしてございます。5ページ目にそれをまとめて書いてございます。

お手元の資料に今回の改正案の新旧対照表がついてございますので、そちらと併せながら御覧になっていただきたいと思います。

まず、新旧対照表の1ページ目でございますが、こちら電波法施行規則第15条の3でございまして、こちらは特定無線局の対象設備が列挙されてございます。項目二に、例えば15条の3の2の(9)。これは3.5GHz帯の移動局を示すものでございますが、このように関係する設備をこの条の中に対象設備として入れてございます。

めくっていただきまして、3ページの無線局免許手続規則でございまして、御紹介しました、申請手続きの簡略化でございます。ここに3.5GHz帯の陸上移動中継局の明記もしてございます。

また、続きまして4ページにいけますが、これは無線設備規則の改定でございます。第14条ですが、こちらは空中線電力の許容偏差が書いてございます。こちらにTD-LT

E、今回の技術基準に伴いまして、許容偏差を追加してございます。

7ページ目を御覧いただきたいと思います。7ページの下側に十五 直交周波数分割多元接続方式の接続等に、次に掲げる送信設備、49条6の11においての規定がございますが、これらは先ほど申し上げました、UMB、モバイルブロードバンドについてございしますが、これは全部削除していきます。

また、9ページ目でございますが、9ページ目の上段十六のところでございますが、ここはBWAの規定でございます。BWAの空中線電力の許容偏差の下限を今緩和してございます。過去においては、下側見ていただきますと分かる通り、47%でございましたが、現在79%に緩和してございます。

続きまして、10ページ目に第24条で、副次的に発する電波等の限度の規定がございします。御覧いただきますと、10ページの下側中ほどでございますが、「並びに八一五MHzを超え」という表現がございします。これが試験のための通信の無線局が開局している規定がございします。こちらのほうはLTE-Advancedの時には必要ないということでございますし、現状無線局ございませぬので、この関連する表現は全て削除していってございします。

13ページを御覧ください。細かくて恐縮でございます。13ページ目の上側のほうに、3.5GHz帯、3.4、3.6のTD-LTEの漏えい電波の定義を書いてございます。

次が14ページ目でございます。キャリアアグリゲーションの規定でございます。

14ページの中ほどの下の欄が現行案でございまして、キャリアアグリゲーションについては、「一の者により運用されるものに限る。」と現行規定されていたものでございます。

これを、上の段、改正案では取りまして、キャリアアグリゲーションできる対象の基地局を(1)、(2)と書いてございます。

ここはFDDのLTEの項目でございしますので、キャリアアグリゲーションできる局として、(1)はTDDのLTE、(2)はBWAにおいてでございます。

また、この「へ」の項目の中に、括弧書きで「総務大臣が別に定めるものを除く。」という
ことで、ここでキャリアアグリゲーションができないものを別に告示で用意してござい
ます。その告示の中で、先ほど御紹介いたしました、全国事業者が地域BWAのほうを使
うアグリゲーションはできませんということを書いております。

続きまして、18ページになりますが、これも同じく49条6の10というTD-LTE
Eの項目でございまして、ここに、18ページの上側にTD-LTEの3.5GHz帯の
陸上移動局、第4号ですね。左側の第5号が、フェムトセルです。次の第6号が屋内小型
基地局ということで、それぞれ規定してございます。

19ページの下6の11は、これは全て削除いたします。

21ページ目でございますが、これまで第49条6の12だったものが、全て49条6
の11と条ずれをしてございます。

また、21ページの後半、49条の29から、こちらがBWAの規定でございまして、
BWAの規定の中にも、次の22ページ目の最初のほうでございまして、キャリアアグリ
ゲーションの規定を入れてございまして、「一の者」に限っていたものを外しております。

一方、これに伴いました別表の規定がずっと続いてございます。

最後29ページに、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則がございまして、
こちらに、今回3.5GHz帯のTD-LTEの中継局とフェムトセル屋内基地局を、例
えば、29ページ上段の第2条、11の21の2、こちらは中継局でございます。11の
23、これがフェムトセル基地局。11の24が屋内基地局というふうに、対象設備を入
れてございます。

これに併せて、別表なども整備しているところでございます。

以上が改正案の御紹介でございます。これにつきましても、本年7月26日から8月2
5日までパブリックコメントさせていただきました。15件の御意見をいただきました。
基本的には賛同するという御意見でございましたが、他に代表するコメントが4つござい

ましたので、御紹介させていただきます。御手元横紙のパブコメの資料でございます。

1つ目にドコモでございますが、ドコモの項目の下から2行目、「また、」以降でございますが、国際的な整合性を速やかに図ってくださいという御意見がございました。これに対しては、今後とも考慮していきたいと考えてございます。

また、次の2ページ目の、Wireless City Planningの中ほどでございますが、キャリアアグリゲーションをする際に、キャリアアグリゲーション、2つの波を足すわけでございますが、その2つの波を足す、ダイプレクサというものが入る関係から、空中線電力の許容偏差の下限値が緩くないと困りますというコメントがございました。これにつきましては、先ほど御紹介した中で申し上げましたとおり、下限値の緩和をさせていただきます。

また、同じ2ページの下側、華為からでございますが、技術条件が変わるのではないですかというコメントがございました。これは、右側に書いてございますが、昨年情報通信審議会からいただいた答申から、その後3GPP等で議論が進んで、規定が変わっているところ、最新化しているものにつきましては、それを反映しているという図でございます。

また4ページ目でございますが、CTBメディア株式会社から出ていますが、以降、関係のケーブルテレビ事業者から同じ、同様なコメントが来ておりますが、キャリアアグリゲーションのあり方について、片方向のキャリアアグリゲーションというのは実現性は非常に難しいと。これは地域と全域が調整しないと実現できないものですが、このコメントによりますと、全国BWA事業者のメリットがなかなか薄いところで、全国BWA事業者と調整するのは難しいというコメントが来ておりました。こちらにつきましては、そのような事情はございますが、ビジョン懇談会の御議論のとおり、この周波数帯の使用目的とかを鑑みまして、先ほどの資料で説明したとおり、地域BWAがその目的の範囲の中で全国事業者の波を使ってキャリアアグリゲーションができるという案を維持させていただきたいというふうにしてございます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○田原電波政策課長 続いて、諮問第31号でございます。

こちらにつきましても、先ほどと同様の項目、3.5GHz帯への第4世代移動通信システム、LTE-Advancedの導入に併せて、施行規則、無線設備規則の改正に併せて、周波数割当計画の一部を変更するという告示案でございます。

具体的内容でございますが、3456MHzから3600MHzまでの周波数に分配されている移動業務について変更するということでございます。

横紙参考資料がございますので、こちらで御説明をさせていただきます。

現在の割当計画では、3456MHzから3600MHzということで、固定衛星業務と移動業務に割り与えられておまして、電気通信業務用等に割り当てられているということでございますが、これにつきまして、移動業務の条件のところに携帯無線通信用とするということで、割当ては、別表10-3によるという規定を追加するものがございます。

こちらでございますけれども、今、技術基準等では3.4GHzから3.6GHzという200MHzを対象としておりますけれども、このあと説明のある、開設指針等で実際に割り当てる周波数帯域が上側の120MHzということでございます。こちらにかかる部分だけの改正を割当計画で行なっております。それに該当する部分として3456MHzから3600MHzという、この範囲の改正になりまして、別表10-3に飛ぶわけでございますけれども、別表10-3というのは、TDD方式で、一周波方式と書いてございますけれども、TD-LTEを入れるということでございますので、その区分で実際に今一般割り当てることになる3480MHzから3600MHz、こちらを明記するというものの改正でございます。こちらにつきましても、パブコメを行なっておりますけれども、特段の意見はございませんでした。改正につきましては、先ほどの設備規則と併せて速やかに実施していくということにしています。以上でございます。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの件につきまして、御

質問、御意見等ありますでしょうか。

○原島代理 ちょっと関連したところで、勉強させていただきたいのですけれども、第4世代がいよいよ現実のものになろうとしているというのが非常に素晴らしいことだと思うのですが、一方で、全てそれが素晴らしいことだというわけでは実はなくて、当然ながら高速化するためには、有限の帯域をより多く使うことになるわけですね。今回の場合は、たぶん40MHzぐらいになると。そうすると、早ければ早いほうが良いというのは、帯域が広ければ広いほど良いというような話にもなってしまいます。周波数帯域というのは有限の我々の資産ですので、それをどう有効活用するかということと一緒に考えなければいけないことだというふうに考えております。

その立場で言いますと、この第4世代は、第4世代になることによって、新たに可能になるサービスというのはあるのでしょうか。それとも第3、9世代までやってきたことの単なる高速化ということなののでしょうか。

単に速くするということなのか、それとも、第4世代になることによって、携帯電話というのはサービスの質的に変わってくるということはあるのでしょうか。それは、従来、最初は音声だけだったのが、高速になることによって基本的に質的に変わってきたという経緯があると思うのですが、この第4世代はどのようなのでしょうか。

○布施田移動通信課長 関係者でもいろんな考えがあります。将来のことですので、いろいろなアイデアとして言っているわけですが、やはり今話題になっておりますマシーンツーマシンのMt o Mへの応用は考えられておりますし、3.5GHzという高い周波数帯で、いろいろ通信もございますので、そのMt o Mの中でも容量が大きいもの、例えばウェアラブルの機械が出てきたときに、それが画像を扱うと、ウェアラブルのところはですね。そういうものについての応用があるのかなという話が出ています。そのようなサービスがガラリと変わるほどのサービスになるかどうかというのは、またこれからの検討課題だと思います。

○原島代理 はい、分かりました。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○松崎委員 キャリアアグリゲーションのところなのですけれども、諮問28号のパブリックコメントで、既存の地域BWA事業者から地域、全国の制御を徹底することが難しいという意見が出ていますね。今回のパブリックコメントでも、CTBメディア株式会社から、片方向のキャリアアグリゲーションは難しいという意見が出ている点が気になりました。既存の事業者が心配しているという点と、現実的に難しいと言う意見が出ていることを踏まえたときに、それを緩和できるような、何らかの施策というのはいり得るのでしょうか。

○布施田移動通信課長 はい。今の御指摘、キャリアアグリゲーション、参考資料の4ページで御説明したのでございますけれども、全国事業者にとってのメリットはなかなか説明しにくいということで、地域事業者が全国事業の統一がしにくいというコメントがございます。その点につきましては、この周波数の利用目的とか趣旨を全国事業者の方々にも十分御理解していただいて、地域BWAがやろうとしているということをよく理解して、できるならサポートをしていただきたいということだと思いますので、この制度の趣旨を関係者の方々には、私たち、引き続きこれからも御説明していきたいというように、このコメントについては答えられるようにしていきたいと思っております。

○松崎委員 それでは、嫌だと言われることも十分あり得るわけですね。地域の業者がお願いしても、全国の事業者がうちには何のメリットもないから嫌ですと拒否されるような。

○布施田移動通信課長 嫌だと言いますか、交渉もございますので、その辺は時間的、技術的な、またコスト的なことかもしれませんけれども、様々な条件があると思いますので、その条件をどう判断する、どれだけコスト、時間をかけて、開設していくかということだと思います。嫌、好きということではないかと思えます。

○松崎委員 地域の業者にとってメリットがあることは分かるのですけれども、全国事業

者にはどんなメリットがあるのでしょうか。

○布施田移動通信課長 そこはまさしく、地域事業者がどのような提案を全国事業者にするかどうかですね。キャリアアグリゲーションだけの、突っ込む話になっちゃいますけれども、キャリアアグリゲーションをするためだけの交渉なのか、地域事業者として、全国事業者と一緒にあって、地域の公共の福祉の増進に対して一緒のプロジェクトをしましようということを持っていくのかとかですね、他のやり方だったり、いろいろあるのかなというふうに考えます。

○松崎委員 それを全国事業者がメリットありと認めてくれるかどうか。

○布施田移動通信課長 よしとすると。

○松崎委員 よしとすることかというところが、かなりハードルが高いような気がします、分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 それでは、本件は第4世代移動通信システムのための規定の整備ということで、特に反対意見もないようですので、諮問第30号及び31号につきましては、諮問のとおり改正及び変更することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長 特にないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣あてに提出してください。

（5）第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設指針の制定について（諮問第32号）

○前田会長 次に諮問32号に進みます。「第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設指針の制定について」につきまして、布施田移動通信課長及び香月移動通信

企画官から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 諮問第32号、説明資料につきまして、御説明させていただきます。

第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設指針の告示になりますが、その告示の制定についてでございます。

説明資料をめくっていただきまして、まず第4世代移動通信システムの概要でございます。御承知のとおり1Gbpsの超高速を実現するもの、またキャリアアグリゲーション等の技術を活用するものでございまして、下側にありますとおり、日本再興戦略においても、平成26年までに割当てを行うというふうになってございます。

2ページ目、割当ての基本的考え方でございます。今年の1月に関係者を招いた公開ヒアリングがございまして、そちらの意見を尊重して、まず事業者に対して早期に割当て可能な帯域を割り当てるということ。また、トラヒックの急増で上り下りを変えられるようにTDD方式、時分割の方式を入れるということ、また、最速1Gbpsというものを可能にするため、1者あたり40MHz幅を割り当てるということを考え方にしてございまして、2ページ目の下にあります、この絵のとおり3600MHzの上のほうから40、40、40ということで3枠を割当て対象帯域としてございます。

次のページ以降開設指針の概要がございしますが、こちらにつきましては香月企画官から説明させていただきます。

○香月移動通信企画官 香月でございます。開設指針の概要について、続きまして説明いたします。

まず9ページ目を御覧いただけますでしょうか。周波数割当制度の概要についてまとめたものでございます。携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局、これを特定基地局と言います、特定基地局については、基地局の整備計画、開設計画と呼んでおりますが、その認定を受けた事業者のみが免許申請が可能ということになっており

ます。開設計画の認定は、①から③に掲げた手順を経て行うこととされておりまして、まず総務大臣が開設計針の割当て方針を公示すると。2つ目としましては、開設計画の申請を受け付けると。③としまして、開設計針に照らして審査・認定を行うこととなります。この①と③が電波監理審議会への諮問、答申が必要となってございまして、今回の諮問をお願いしている件は、①の開設計針の策定にあたります。

それでは、3ページ目にお戻りいただけますでしょうか。まず特定基地局の範囲でございしますが、TDD方式、今説明ございましたが、この基地局、陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。使用する周波数としては、全国において3480から3600MHz以下の周波数とするということでございます。

特定基地局の配置、開設時期でございますが、(1)認定から4年後までの年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が50%以上になるように特定基地局を配置するというものでございます。この率につきましては、先般行われました2.5GHz帯のBWAのときと同じとなっております。この基準につきましては、先ほどからごきまず電波政策ビジョン懇談会におきまして、周波数の割当てというのは、電波の公平かつ能率的な利用を通じて公共の福祉を増進する観点から、人口カバー率を評価の対象とする、こうした考え方は維持すべきであるという提言を受けてございます。

(2)につきましては、認定から2年後の年度末までに特定ひっ迫区域、これは繁華街ですとか、ターミナルなど通信の利用が特に集中するエリアを含む区域において、高度特定基地局、最速1Gbpsの通信速度を実現可能な基地局の運用を開始しなければならないとしてございます。この基準は、今回新たに設けた基準でございます。今回の周波数は特に、高トラフィックエリアにおける通信品質の確保のために活用したいという事業者からの要望が、先ほど説明申し上げました公開ヒアリングの中でも、要望がなされているところでございます。こうしたものを踏まえまして、要件として設定したものでございます。

(3)につきましては、全ての都道府県において特定基地局の運用を開始しなければな

らないというところでございます。

4番目、電波の能率的な利用を確保するための技術の導入ということで、適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術などの能率的な利用を確保するための技術を用いなければならぬとしてございます。

申請可能周波数幅につきましては、40MHzということで、3480から3520、3520超3560、3560超3600以下と、3バンドにつきまして、申請を行う者は、割当てを希望する順に記載するというようにしてございます。

そして認定開設者の義務でございますが、(1)につきましては、こちらは、他の認定開設者との混信等を防止する必要がございます。先ほど説明ございましたが、TDD方式というのを今回取ることとしてございます。TDD方式で、しかもガードバンドも取らずにぴったりくっつけた感じで、今回割当てを行うこととしておりますが、その場合には各事業者間で上り下りのタイミングなどを揃えてもらう必要がございます。そうしたことの運用上必要な事項について、予め認定開設者間で合意を取らなければならないというふうにしてございます。

(2)でございますが、この帯域等を使用して宇宙無線通信の電波の受信を行なう受信設備の運用者に対し、特定基地局の設置による影響を周知するとともに、問合せに対応するための窓口を共同して設置しなければならないというものでございまして、こちらは先ほどの2ページ目の資料にございますが、この帯域が2ページ目の1番下のところで、衛星通信システムとございます。このバンドは元々、衛星通信システムが利用していたバンドでございまして、ここでの共用を図っていただければならないということになってございます。従いまして、衛星の受信設備の運用者が不測の損害を受けないよう、特定基地局の設置の影響を周知するとともに、問合せに対応するための窓口を設置することを義務付けるというものでございます。

(3)につきましては、認定開設者は、四半期毎又は総務大臣から求められた場合に、

開設計画の進捗を示す書類を提出しなければならない。

(4) につきましては、適切に実施されているかどうかというのを総務大臣は確認し、インターネットなどの方法で公表するというものでございます。

次に4ページ目を御覧ください。絶対的審査基準について説明をいたします。

これは申請者が最低限満たさなければならないという基準でございます。5ページ目には競願時の審査基準を記載しております。

まず絶対的審査基準から説明いたします。3ページで説明いたしました要件に加えまして、ここに記載しております12の要件を満たすことを条件としております。

内容としては、過去の割当てにおける絶対的審査基準と同様のものもでございます。

(1) は、基地局の設置場所の確保などの計画。(2) は、技術的検討などの計画や電気通信設備の保守などに関する計画。(3) は、無線従事者などの配置計画。(4) は、障害等の防止計画。(5) は、認定の有効期間までに単年度黒字を達成する収支計画。(6) は、法令遵守の体制整備の計画。それぞれ要することを要件としてございます。(7) は、既設の無線局への妨害防止措置を行なう計画を有することを規定してございます。(8) も、これは、先ほどもお話いたしました、TDDの運用に必要な事項について、他の開設者と連絡、調整を行う計画を有することを要件としてございます。(9) は、これも先ほど御説明いたしました、衛星通信システムとの共用が見込まれることから、周知、窓口設置等の体制整備の計画を有することを要件としてございます。(10) は、携帯電話の免許を有しない者に対する卸電気通信役務または電気通信設備の接続を提供する計画を有していることを要件としてございます。(11) は、これは、電波政策ビジョン懇談会におきまして、構成員の方より、周波数割当てにあたっては、消費者ニーズに合致する料金やサービスメニューの提供を促す意見が提示されたところでございます。こうした御意見を踏まえまして、利用者の通信需要に応じた多様な料金設定を行う計画を有することを要件とするものでございます。(12) でございますが、これも同じく、電波政策ビジョン懇談会の中間と

りまとめにおきまして、グループ概念を見直すべきではないか、すなわちこれまでの割当てにおきましては、申請者と3分の1以上の議決権保有関係にあるものが同時に割当ての申請を行うことを禁止しております。しかし、議決権以外の資本関係ですとか、意思決定、取引関係などの他の要素も考慮することにより、参入機会の多様性の実質的な確保を図るべきだという提言がなされたことを踏まえて要件化したものでございます。

(12)の①にある要件につきましては、これまでと同じ要件でございます。②につきましては、5分の1超、3分の1未満の議決権保有関係であっても、一方が他方の筆頭株主である場合や周波数を一体的に運用している場合には、同時申請を禁止することとしております。昨今自ら周波数を割り当てられて、移动通信サービスを提供している者が、他の事業者には割り当てられた周波数を使用して、自らのサービスを提供するという周波数の一体的な運用がなされております。こうした現状におきまして、電波政策ビジョン懇談会では、周波数を一体的に運用している場合には事業活動の協調が認められると、グループとして扱うのが適当であるという指摘がなされております。今回の基準は、これを踏まえて設定したものでございます。③から⑤は役員に兼任がある場合でございます。③は代表取締役同士の兼任がある場合、④と⑤は一方が他方の役員総数の2分の1超を占めている場合を規定してございまして、いずれも会社の意思決定に大きな影響を及ぼすことが可能であることから、これをグループとして取り扱うこととしてございます。

これらの絶対的審査基準を審査した結果、4者以上が要件を満たす場合、または割当てを希望する周波数が3枠ございますが、どこを希望するかという周波数が重複する場合に、次のページの競願時審査基準を適用し、上位者から希望に従って周波数を指定することとなります。

5ページを御覧ください。競願時審査基準でございます。まず基準Aは、認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率がより大きいこととございます。

基準Bは、認定から4年後の年度末における、先ほど申しました繁華街などの特定ひっ

迫区域における高度特定基地局がより多いことを基準としてございます。これは、高トラヒックエリアにおける通信品質の確保への取り組みを評価するものでございます。

基準Cは、屋内に設置する基地局、屋内において通信を可能とする基地局の開設数や場所に関する具体的な計画がより充実しているということでございます。

基準Dにつきましては、(1)(2)(3)とございますが、この基準は安全・信頼性の確保に関する計画の充実を審査するものでございます。電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめにおきましても、安全・信頼性を確保するための対策の充実を評価の対象とすべきとされてございます。(1)から(3)は、昨年10月にとりまとめられました、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方について」の報告書におきまして、主な事故の原因として挙げられている人員ミス、設備の容量不足、ソフトウェアバグについての対策を評価するものでございます。

基準Eにつきましては、MVNOの提供についての計画の充実とあります。サービス提供対象者としては、携帯電話事業者、BWA事業者を除くと記載しております。これは、グループ内で周波数を一体的に運用している例が多く見られることから、実質的なMVNOの提供についての計画の充実を評価するためでございます。

基準Fは、周波数のひっ迫度を審査するものでございます。現在、携帯電話の周波数の割当てを受けていないという場合には、新規参入者の場合には、ここで評価の加点がされるということございまして、また既存事業者につきましては、今、既に割り当てられている周波数の幅に対する契約者の割合が高いかどうかということ審査するものでございます。この基準Fにつきましても、先ほど申しましたように、昨今、移動通信事業者間で周波数の一体的に運用がなされているという現状を踏まえまして、これも電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめにおきまして、周波数のひっ迫度をより実態に即した形で把握すべきだという提言がなされてございます。具体的には、自ら周波数を割り当てられたものが、他事業者と恒常的に周波数を一体運用している場合には、当該他事業者の契約数及

び周波数も自らの契約数及び周波数として算定の対象とするということが提言されております。これを受けまして、周波数のひっ迫度の算定にあたっては、周波数を一体運用する携帯電話事業者またはBWA事業者の周波数、契約数を含めて算定することとしてございます。

次に基準のG、Hでございますが、これらは申請者が既存事業者のみの場合、または、基準AからFを審査した結果、上位3位以上の者が既存事業者である場合に審査を行なうという基準でございます。

基準Gは既に割当てが行なわれている周波数におきまして、認定から4年後の年度末における人口カバー率を審査の対象としてございます。基地局の人口カバー率と4G基地局による人口カバー率を評価することとしております。

また、基準Hにつきましては、携帯無線通信の利用が困難な地域の人口の解消数、すなわちエリア外人口の解消数がより多いことを審査します。これらは、電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめにおきましても、サービス提供エリアの広さを評価の対象とすべきだされておりますし、またそのとりまとめにおきましては、携帯電話のサービスエリア外の居住人口が全国で約3.9万人いらっしゃると、うちエリア化を要望しない居住者を除きますと約3.4万人いらっしゃるとされておまして、特にこの基準Hはこうした方々を対象としたエリア化を評価するものでございます。更にその基準G、Hを審査してもなお同順位者がいるという場合には、基準Iとして認定から4年後の年度末における特定基地局及び指定済周波数を使用する基地局による面積カバー率、これは非居住地域を含むというものでございますが、より大きいことを審査することにしております。これまでの人口カバー率は、文字どおり人口をどの程度カバーしているかということの評価するものですが、これは人の居住に係わらず例えば道路ですとか、集客施設ですとか、そうしたところについて、どのぐらいカバーしたかということの評価するものでございます。

6ページ目を御覧いただけますでしょうか。6ページ目は、競願時の、今御説明申し上げ

げました審査基準の評価方法とその配点でございます。

審査の透明性、客観性を確保する観点から、各基準への適合度合いを点数化し、合計点数の高低により順位を確定します。各基準は、電波の有効利用の促進の観点からいずれも重要と考えておりまして、各基準の配点、最高点は同点とするということにしております。ここでございます、基準F以外の審査は対抗的審査、すなわち総当たりをして、勝数に応じて点数を付与すると。1勝すると1点を付与することになります。他方、基準Fにつきましては、この評価方法に記載してございますが、評価方法に記載された事項に該当する場合に、配点欄に記載した点数を付与することとしてございます。

ここで、Nというのは申請者数となります。仮に申請者数が4者であれば、最高点は3点を付与することになります。

表における基準のAからI、審査事項は先ほど説明いたしましたことと同じでございます。その右の欄に評価方法を書いてございます。この方法に従って点数を付与していくこととなります。それぞれの基準に応じまして、他の申請者より大きいこと、多いこと、また計画が優位であることを、評価方法として記載してございます。また、繰り返しになりますが、基準Fについては、該当するかどうか、該当性を判断することとしてございます。

次に7ページを御覧ください。本件につきまして、パブリックコメントを7月から8月にかけて行いました。7、8ページ目に概要をまとめてございます。意見提出は16件ございました。その概要について御説明いたします。

まず1番でございますが、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからは本案に賛成ということで、速やかな周波数割当てを望むという意見をいただいております。

次に3番を御覧ください。3番につきましては、NTTドコモからの意見でございます。御手元の資料で縦書きの「希望する周波数帯域の割当てに関する提出意見について」という資料を御覧ください。そこの修正案のところに、下のほうの表でございまして、どの周波数帯を割り当てるかにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、申請者の希望を

まず優先することになっております。その場合に、A社とB社が同じ周波数帯である①を希望し、C社のみ異なる周波数を希望した場合には、A社、B社のみ競願審査を行うのではなく、全社競願審査を行なうこととなります。と申しますのも、A社とB社を競願審査した結果、例えばA社が優位となった場合にB社は第2希望に回ることとなりますが、このときB社の第2希望の周波数と、C社の第1希望の周波数が重なっていた場合、周波数帯②が重なっていた場合には、C社が第1希望だから優先されるというのではなく、B社とC社とで競願審査を行い、優位と評価されたほうを優先することとなります。この点がパブコメ段階の案では不正確となっておりましたので、これを修正することにしてございます。

7ページにお戻りください。4番目の意見でございますが、これもNTTドコモからでございます。基準Gの指定済周波数における4Gカバー率につきまして、110Mbps相当の通信速度を実現可能なものに限るとしてありますが、その開設指針には、110Mbps相当の通信速度を実現可能とする周波数幅と空間多重方式の組合せを列記してございます。しかしながらその組合せに不足しているパターンがございましたので、その不足していた組合せを、ドコモから指摘されまして、それを今回追記することとしてございます。

5番につきましては、同じく基準Gにつきまして、4G基地局の定義を行っておりますが、その定義の記載が不十分だったということの指摘がなされております。これについても修正を行ってございます。

6番につきましては、基準H、携帯無線通信を利用することができない区間エリア解消に関するものでございます。パブコメ時の指針案では、携帯無線通信を利用することができない集落を含む約500メートル四方のメッシュについて、そのメッシュの2分の1を超える範囲においてエリアがカバーされればエリア解消があったと判断するというようにしておりました。すなわち、メッシュ単位で不感地域のエリア解消を判断するというようにしておりました。しかし、不感エリアにある集落というのは極めて小規模のところもご

ざいまして、不感エリアは解消しているにも関わらず、そのメッシュの2分の1を超えてエリア化されなければならないという要件を満たさないがゆえに、エリア解消したとして取り扱われないという事態が生じるという指摘がございました。この指摘を踏まえまして、不感地域のエリア解消につきましては、メッシュによりカウントを行うのではなく、その携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとに、その居住区域の全部においてエリア化されているか否かを審査することといたしまして、そのための修正を行うこととしてございます。

その他、基準Fで先ほど説明いたしました周波数のひっ迫度の関係でございますが、この関係につきまして、9、10、11、14、15において、ソフトバンク、ワイモバイルから御意見をいただいております。

また、グループについての申請要件につきまして、13番でワイモバイルから御意見をいただいております。これらにつきましては、電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめを踏まえたものであることなどから、原案を維持することとしてございます。

また、16番におきましては、民放連から今回の割当て帯域として、3480から3600MHzとしたことについて適切であるという意見。

また、17番から19番におきましては、スカパーJ S A Tから地球局及び受信設備の保護するための事項を開設指針の要件とすることを支持するといったような、御意見をいただいております。

その他、8ページにございますように、通信事業者、メーカー、個人の方々から、それぞれ御意見をいただいております。

以上駆け足ですが、開設指針の内容について説明させていただきました。御審議のほどよろしく願いいたします。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの件につきまして、御質問、御意見ありますでしょうか。

○原島代理 念のための質問ですが、競願時審査基準では、最終的に順位を付けるということが必要になってくるわけですけれども、このA、B、C、D、E、F、G、H、Iが第2基準まであって、第2基準まであれば必ず同優位者はないであろう、最後は1%刻みでやるので、1%刻みならば必ず差がつくであろう、そういうことなのでしょうか。同優位者が最終的にないということの保障はどこでされているのでしょうか。

○香月移動通信企画官 まず、既存事業者だけか、新規が入っているかということにもよります。基準G、Hまでいくのは、既存事業者だけが上位3位に入ったときということでございまして、御指摘のとおり必ずしも同点が絶対あり得ないかということに関しましては、そうではないということにはなります。ただ、実際に事業者の方々が取り組まれる内容というものを評価して、それを割当てに反映させていきたいということから、なるべくその差が最終的にはつくような形で組んではございますが、おっしゃるとおり絶対差がつくということが保障されているものではございません。

○原島代理 万が一同順位になった場合には、どのように判断されるのですか。

○香月移動通信企画官 最終的に、最後までいっても同点であれば、それはまた改めて割当てのプロセスを経ることになっていくと思います。

○原島代理 この段階ではまだ決めないということになると。

○香月移動通信企画官 はい、結局決められなかったということになります。

○前田会長 細かい質問なのですが、先ほど、特定ひっ迫区域とありましたね。これは、誰かが定義しているのですか。事業者が自分で考えるのですか。

○香月移動通信企画官 これは総務大臣のほうで、開設指針に地域を指定してございます。御手元の資料に告示がございまして、最後の23ページの別表第四に特定ひっ迫区域というものを指定してございます。そこでの取組をどれぐらい登録地区を置いたかということの評価することにしてございます。

この考え方としましては、これらの東京の例えば23区ですとか、そういった高トラフ

ィックであると見込まれるところの平均的な基地局数というものをこちらのほうで求めまして、それらを上回ってくるようなエリアというものを指定してございます。

○前田会長 はい。それから、料金設定の話がありましたけれども、これは定性的な計画ということなのですか。料金レベルを書くような話ではないですね。

○香月移動通信企画官 そうです。あくまで料金が高いか安いかということ判断するのではなくて、利用者の利用ニーズに応じた、多様なプランを持っているかどうかという観点から判断するというようにしてございます。

○前田会長 あとは、2つの法人の関係で、今度は、条件をいくつか加えたので、これで同じグループとみなされるところが、あたかもそうでないような顔をして申請を出してくる例は当面ないのではないかと思うので、それはいいのですが。いずれそうじゃないケースも、これだけだとあるかもしれないから、その時にはもうちょっと例えば、5分の1を超えてとか、必ずしも議決権の下限範囲を規定する必要がなかったのではないかなという思いも有ります。これは1つの基準ですが、10%という基準だったり、あるいは連結のための基準とか、いろいろ例があるので、今後、より厳しくていいのではないかなという気はいたします。

○香月移動通信企画官 この点につきましては、今回はこの形にさせていただいておりますが、継続して検討したいと思います。

○山本委員 今の点で、ちょっとよろしいですか。まず料金設定のことは、大変重要なことだと思うんですね。利用者にとっても、非常に今、料金設定が分かりにくいとか、不利に扱われる利用者層があるとかいうことがあると思うんですけども、この絶対審査基準のレベルでいったいどれぐらいこれを審査するのか、何かもう少し具体的な基準があるのか、あるいは実際上の基準を作ることなのかという点について、お伺いしたいと思います。

比較審査基準であるとする、こちらのほうが優れているという判断が、あるいはでき

るのかもしれませんが、絶対審査基準だとどういふふう判断されるのか、審査の過程がちょっとよく分からない。あまり実効性のないものに結局なってしまうのかという気もするのですが、その点についてお伺いしたいのと、それから先ほど5分の1という数字があつて、これは、どこかで数字を決めなくてはいけないということではあると思うのですが、何か根拠をお考えになつた上で5分の1という数字を設定されているのかどうかということをお伺いしたいのですが。

○香月移動通信企画官 まず料金につきましては、先ほど申しましたとおり、料金が安い、高いということと比較するというものではございません。これの考え方については、今年の7月にICTサービス安心・安全研究会の中間とりまとめというのが公表されてございます。その中で、各モバイル事業者は、具体的な料金プランの設定にあたっては、次の2点を満たしていることが必要というふうにしてございまして、まず1点目は、データ通信料に応じた多段階のプランが設定されているということ。2点目としましては、データ通信量の平均値や分布を考慮するということがあげられてございます。こうした点を踏まえつつ審査を行っていきたいと思っております。

ですので、これは絶対基準ということでございますので、他と比較するというのではなくて、これらの観点から多様な料金プランというふう判断されれば、それは絶対基準をクリアしたというふう扱うということを考えてございます。

2点目の御質問でいただきました、5分の1超という基準でございます。これは、まず会社法ですとか独禁法を参考にしてございます。会社法上、関連会社とは、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社というふうに関連会社が定義されておまして、今の定義にございました、他の会社の事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合というものの中身としまして、議決権の5分の1以上を所有している場合というふうにされてございます。まず1つこれを、参考にしてございます。

それから独禁法における企業結合規制、株式を取得する場合、合併する場合などにつきましては、独禁法において公取の事前審査が義務付けられてございますが、その企業結合規制におきましても、保有する議決権の割合が5分の1を超え、この場合は筆頭株主という条件がございますが、その場合に、企業結合審査の対象となるとされてございます。こうした他の関連制度なども参考にしながら、今回5分の1超という基準を設定したところでございます。

○山本委員 前者の中間報告については、私も承知しておりまして、それを参考にして、絶対審査基準のレベルでどれぐらい見られるのかというのが、ちょっとよく分からないので、あるいは、絶対審査基準だけの話でなくて、およそその事業者に対する働きかけ等という、もっと総合的な視野からやらなくては結局解決できない問題なのかなという気もいたしますけれども、この絶対審査基準のレベルでも十分でいきたいと思えます。

○前田会長 それでは、よろしいですか。諮問第32号につきましては、諮問のとおり制定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 特に御異議はないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣あて提出してください。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

○標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する

省令案について（諮問第33号）

○前田会長 大変お待たせして失礼いたしました。それでは、情報流通行政関係の審議を行いたいと思いますが、その前に、この夏のご異動で幹部の方々が変わられたとお聞きしておりますので、新たに着任された方々から一言ずつお願いいたします。

○安藤情報流通行政局長 7月22日付けで情報流通行政局長に拝任いたしました安藤と申します。なにとぞよろしく申し上げます。

○渡辺大臣官房審議官 放送局担当になりました官房審議官の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○樺情報流通行政局総務課長 総務課長になりました樺と申します。よろしくお願いいたします。

○藤野地上放送課長 地上放送課に参りました藤野と申します。よろしくお願いいたします。

○久垣放送技術課長 放送技術課長の久恒と申します。よろしくお願いいたします。

○徳光地域放送推進室長 地域放送推進室の徳光と申します。よろしくお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、審議を再開いたします。

諮問第33号「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案について」につきまして、久垣放送技術課長から説明をお願いいたします。

○久垣放送技術課長 はい。放送技術課長の久恒でございます。諮問第33号の説明資料に基づきまして、御説明いたします。本件は、V-Lowマルチメディア放送の高音質化等にかかる制度整備を行うものでございます。

1枚目の「改正の背景」につきまして御覧ください。第1パラグラフでございますけれども、V-Lowマルチメディア放送は、地デジ化に伴い利用可能となりましたVHF帯

のうち、99MHzを超え108MHz以下の周波数帯の電波を使用するものでございます。全国を7つに分割しました地方ブロックを対象としまして、地域密着の生活情報や、安心・安全情報を提供するものでございます。今般の技術基準の改正には大きく分けて2つの背景がございます。1つ目は高音質化に係るものでございます。

第2パラグラフになりますが、V-Lowマルチメディア放送には、高音質な音楽番組の配信に係るニーズがあることから、本年6月の審議会において御審議いただきました超高精細度テレビジョン放送の制度整備で採用されました、MPEG-4 ALS方式という音声符号化方式を、V-Lowマルチメディア放送においても追加することによりまして、同放送の高音質化を実現することが期待できるとされているところでございます。

もう1つは、受信機の迅速な自動起動に係るものでございます。第3パラグラフになりますが、近年ゲリラ豪雨等がございますとおり、地域の防災・安全情報等を通信・放送により配信する気運が高まっているところでございます。これを踏まえまして、V-Lowマルチメディア放送においても、地域の防災・安全情報に関する受信機の迅速な自動起動を可能とすることによりまして、同放送が地域密着の地域の防災・安全情報を放送するメディアとして寄与することが期待されているところでございます。

第4パラグラフになりますが、このような状況を踏まえまして、V-Lowマルチメディア放送の高音質化等への対応を図るため、今般、規定を整備するものでございます。

具体的な内容につきましては、パワーポイントの資料で御説明をいたします。2ページそれから3ページをめくっていただきまして、パワーポイント、4ページ目でございます、「V-Lowマルチメディア放送の概要」と書かれているページからお願いいたします。

まず、制度整備の経緯でございますが、これまで本審議会において御審議いただいていたところでございますが、昨年12月に伝送方式等に関する技術基準が公布・施行されました。更に同じく昨年12月、安全・信頼性基準が公布・施行されたところでございます。その後、V-Lowマルチメディア放送のハード事業者の募集が行われまして、本

年7月、株式会社VIPをハード事業者として認定したところでございます。

左の下のほうに、全国7つのブロックに分けて、それぞれのブロックにおきまして、9セグメントが割り当てられたということを示してございます。

続きまして、次の5ページ目を御覧ください。「V-Lowマルチメディア放送のサービスイメージ」について、でございます。この絵にありますように、大きく2つのサービスが想定されております。

1つ目は、絵の左側でございますとおり、移動中の車の中で視聴可能な音楽番組やニュース・天気予報等のデータ配信、道路走行に関する安心安全情報等を組み合わせたドライバー向けの情報配信でございます。

もう1つは、絵の右側でございますとおり、スマートフォンなどの個人向けの端末などに対しまして、音楽番組や地域情報、更には地域の安心安全情報といった地域のコンテンツ配信、こういうものが想定されているところでございます。

この5ページの一番下の2つの行でございますが、こうしたV-Lowマルチメディア放送で想定されている主なサービスを充実する観点から、V-Lowマルチメディア放送の高音質化、受信機の迅速な自動起動への対応は重要であると考えておるところでございます。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。「V-Lowマルチメディア放送の高音質化への対応」でございます。改正省令の内容といたしましては、囲みの部分でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、V-Lowマルチメディア放送の高音質化を可能とするためにMPEG-4 ALS方式、ロスレス方式を追加するものでございます。また、入力サンプリング周波数を柔軟性を持たせる形に改正することにおきまして、現行におきましては、32kHz、44.1kHz、それから48kHzでサンプリングされているものですが、下限のみを規定し、32kHz以上といたしまして、より柔軟性を求めた入力サンプリングを可能にするというものでございます。

ロスレス方式について補足いたします。資料の中ほどの右側に「ロスレス方式の特徴」というのがございますが、この下線部を御覧いただきたいと思います。可逆圧縮を行う音声符号化方式でございまして、ロスレス方式は、音の成分をカットせずに全てそのまま圧縮するという方式のものでございます。通常の音声圧縮に比べまして圧縮効率は悪いものの、原音を劣化なく送信・再生することが可能な方式でございまして、音楽番組の配信サービスを行うV-Lowマルチメディア放送の高音質化に寄与する技術でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。「受信機の迅速な自動起動への対応」について、でございます。省令改正の内容といたしましては、V-Lowマルチメディア放送では、地域の防災・安全情報の配信も期待されているところですので、地域の防災・安全情報による受信機の迅速な自動起動を可能にするため、AC信号の用途に地域の防災・安全情報を追加するという規定でございます。

中段の中ほどの表にありますとおり、既に緊急警報放送や緊急地震速報としては、地震や津波の発生をTMCC信号、あるいはAC信号、そういったものを用いることによりまして、迅速に受信機が自動起動できる仕組みが既に規定されているところでございます。

V-Lowマルチメディア放送におきましては、このような情報に加えまして、より地域密着の地域の防災・安全情報をAC信号により配信することができますように、規定の整備を行いたいと考えております。また、その際のビットの割付けに関する規定の整備も行うことを書き込まれております。

8ページ以降は参考資料でございますけれども、御説明いたします。9ページは、昨年12月に公布・施行されましたV-Lowマルチメディア放送の技術基準の概要をまとめたものでございます。

それからもう1ページ、10ページを御覧ください。安全・信頼性基準を表にまとめたものでございます。

もう1枚めくっていただきまして、11ページでございまして、これは「自動起動の送

受のイメージ」を御説明させていただいたものでございます。右下にありますとおり、地域の防災・安全情報を受信しますと、防災ラジオなどの端末が自動起動いたしまして、音や光、文字によりまして地域の防災・安全情報を知らせることが可能になるものでございます。

最後に12ページでございます。「地域を限定した自動起動の例」でございます。受信している地域を予め端末のほうにプリセットしていただきますと、その特定の地域に限定して端末を自動起動させることができるというものを想定してございます。説明の資料は以上でございます。

続きまして、パブリックコメントの意見とその考え方について、次の資料の説明をいたします。本年7月5日土曜日から8月5日火曜日まで1か月間ほど意見募集を行いまして、4件ほどの意見をいただいております。

1件目は、株式会社VIPからのものでございますが、賛成意見でございますので、賛同意見として承るとして、ここに記載させていただいております。

2点目は、富士通セミコンダクターからの意見でございます。2ページ目の意見の2行目から8行目にかけてありますが、今般の改正は防災・安全情報については、セグメント番号0以外での運用が可能になっていることについて、既にセグメント0のみで運用を想定した開発が富士通セミコンダクターで進められていることから、規定の変更は速やかなサービスの立ち上げを阻害するのではないかという心配をされる御意見でございました。

この意見につきまして、総務省の考え方は1ページ目の下の欄でございます。下から4行目以降からでございますが、防災・安全情報の運用環境を鑑み、制度上は自由度を持たせることによってセグメントの柔軟な利用を可能にするというものでございまして、富士通セミコンダクターが御意見されているように、セグメント番号0での運用を妨げているものではないという考え方を示させていただいております。

それから、3件目4件目のご意見は、3ページから続いてございますが、これはいずれも本改正案に対する直接の御意見に関係するものではないと判断いたしまして、参考として承るという記載を提案させていただいております。説明は以上でございます。

○前田会長 はい、ありがとうございました。それでは、本件につきまして御質問、御意見等ありますでしょうか。

○原島代理 本件につきましては、昨年、技術基準が決まり、本年、事業者が認定されたという、その元での標準方式の改正ということだと思いますが、確認ですけれども、今回の改正はこうしなければいけないというものではなくて、むしろこうしてもいい自由度を持たせるという改正であるというふうに考えてよろしいでしょうか。こうしなければいけないとなりますと、認定のときに決めた技術基準を変えるという、条件に入っている技術基準が違ふということになりますけれども、むしろ、自由度を高めるためのものである、これを守らなければいけないというものではないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○久垣放送技術課長 はい、ご指摘のとおり自由度を持たせるもの、いずれも音声の高音質化を図ること、緊急の場合の住民に情報を伝達するものにつきまして、自由を持たせるという改正でございます。

○原島代理 分かりました。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。特にないようであれば、特に反対意見もなかったと思いますので、諮問第33号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 御異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続きにより事務局から総務大臣あてに提出していただきます。

報告事項（情報流通行政局関係）

○平成25年度民間放送事業者の収支状況について

○前田会長 次に報告事項といたしまして、平成25年度民間放送事業者の収支状況につきまして、藤野地上放送課長、鈴木衛星・地域放送課長及び徳光地域放送推進室長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 地上放送課長の藤野でございます。御手元の資料、「平成25年度民間放送事業者の収支状況について」と表題が書いてあるものがあるかと思えますけれども、これに沿って御説明をさせていただこうと思えます。

最初に、1番、「地上基幹放送事業者」について御説明申し上げまして、続いて衛星系放送事業者、それから有線テレビジョン放送事業者、その順番で御説明させていただこうと思えます。

最初にまず地上基幹放送事業者についてでございますけれども、「参考」と書いてあります5ページのほうから御説明させていただきたいと思えます。

地上基幹放送事業者の主たる収入源というのは広告費でございますので、この全体の趨勢、動向についてここに掲げさせていただいております。株式会社電通様の調査に基づくものでございますけれども、グラフと表を御覧いただきたいと思えますが、平成25年、昨年の総広告費が持続的な景気の各傾向、とりわけ、消費税引き上げ前ということで、駆け込み需要の影響があったことで、25年の後半は非常に好調に推移したということでございます。これを反映する形だというふうに理解しておりますけれども、通年の総広告費は5兆9762億円で、前年から比べまして849億円の増加、1.4パーセントの増加となっております、この総広告費としては、2年連続で増加というふうになってございます。

それから、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、これをいわゆるマスコミ4媒体というふうに言っておりますけれども、この広告費は合わせて2兆7825億円ということで、震災が起こる前の平成22年の水準を昨年に続いて上回るというふうなことになっております。

それから、テレビ、ラジオでございますが、これらの広告費合計で1兆9156億円、これは前年に比べまして0.8%の増となっております。

もう少し個別に御覧いただきたいと思っておりますけれども、テレビの広告費は1兆7913億円、これは対前年比で0.9%の増加となっております。それからラジオの広告費でございますが、こちらのほうは1243億円、前年に比べますと0.2%の減、3億円の減少となっております。

これは、テレビのほうは2年連続で増加となったわけでございますけれども、ラジオについては、平成13年から続いて、13年連続で減少となっております。ただ、減少の幅はこの数年間は微減になっております。

この広告費の全体の中で非常に伸びておりますのは、インターネットの広告費でございます、9381億円ということで、前年から比べますと701億円、率にしますと8.1%増となっております。ネットの広告費は過去15年間ずっと増加というふうになってございます。

それから、この中に衛星メディア関連広告費というのがございます。表の中で衛星というふうに書いております。こちらでございますけれども、衛星となっておりますが衛星放送の他にCATVなどもここに含まれてございます。こちら平成25年で御覧いただきますと、1110億円でございます、前年から比べて97億円、9.6%の増加というふうに大きな増加率を示しているものでございます。

ということで、全体を御覧いただきましたけれども、1ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、こちらに地上基幹放送事業者の事業形態別で収支状況を御覧いただけるようになってございます。

総括表でございますね。(1) のアの表を御覧いただきたいと思います。売上高欄としまして、事業者数の横ですね、右側のところに売上高の欄がございますけれども、合計で2兆3215.9億円ほどということでございます。昨年度下半期に、企業の業績の改善、個人消費の持ち直しを反映いたしまして、出稿が活発化した、テレビスポットの広告が多かったということで、それを反映した数になってございます。

テレビジョン放送事業者、これは表の上のほうでございますが、これはラジオの兼営社も含めておりますけれども、この売上高は合わせて2兆1934.8億円ということで、前年度に比べますと315.7億円の増加、率にしますと1.5%の増加になってございます。これは2年連続の増加でございます。

更に内訳を御覧いただこうと思いますけれども、テレビジョン放送の単営社、テレビジョンだけをやっている会社です、ラジオをやっていない会社、こちらは、1兆8574.4億円で、前年度から比べて3.1%増となっております。

逆に兼営している会社、兼営というのは結局ラジオのうちのAMでございますけれども、このAM放送とテレビジョン放送を兼営している会社で御覧いただきますと、3360.4億円、これは前年に比べますと6.7%の減となっております。

次、ラジオを単独でやっている会社、ラジオ単営社というふうに表現しておりますけれども、こちらを御覧いただきたいと思いますが、こちらの売上高は1157.2億円でございます。前年度から比べますと1.9%の増加でございます、昨年度に引き続き今年度も増加したということでございます。

この内訳ですけれども、まず中波、AMの放送を単営でやっている会社でございますけれども、こちら525.9億円となっております。これは、前年から比べますと3.5%増ということで、久しぶりの増加ではございますが、状況を申しますと、元々ラジオテレビ兼営だったC B Cがテレビの単営とラジオに分かれて、ここに加わったというふうな影響もございます。1社あたりで御覧いただきますと、実はこちら昨年度よりは減少だと

というのが現状でございます。

それから短波放送でございます。こちらは、XXXXXXXXXXでございます。こちら16.8億円で売上は前年度に比べますと2.6%増ということで、2年連続で増加してございます。

それからいちばん下の欄ですね、超短波FMでございますけれども、こちらの単営社は、614.6億円、前年度から比べて0.6%の増加。こちらも2年連続の増加となっております。

もう少し、左側の欄を御覧いただこうと思っておりますけれども、売上原価、販売費、一般管理費の費用でございますけれども、2兆1730.6億円というのが合計となっております。

費用は売上高の増加に伴って、いろんな活動が増えますので、前年度比で増加となっているところが多いわけですが、他方で、各社ともコスト削減に努めている結果というふうに考えておりますけれども、対前年度の増加率で見ますと、売上高のそれを下回っているところが多くございます。

そうしまして、今度損益のほうですけれども、営業損益、経常損益ですが、それぞれ1485.1億円と1709.8億円でございます。営業損益はラジオ、テレビとも全体としては前年度から増加している、これは売上高の増加と先ほど申し上げたようなコスト削減を務めた結果というふうなことだと考えています。

経常損益のほうもそういうふう増加したということでございます。

当期損益いちばん右の欄でございますが、これは979.9億円ということで、全事業者ベースで前年度を上回る結果となっております。

次ページをおめくりいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思っております。2つグラフが掲載してございますが、まず上のほうの欄を御覧いただきたいと思っております。「イ」と書いているところでございます。これは、各事業形態ごとにどれぐらい黒字の会社があつて、

赤字の会社がどれぐらいあるのかということと並べてございますが、左側、それぞれの事業形態ごとの左側が平成24年度、右側が平成25年度として、このグラフ並べてございます。赤字社数、全体、概括申し上げますとテレビ事業では減少しております。ただラジオ事業者では、増加している傾向がございます。テレビのほうを御覧いただきますと、127社で全部でございますけれども、このうち黒字社が単営で93社、ラジオをやっている兼営で31社の合計124社でございますけれども、赤字というのはそれぞれ1社と2社で合計3社でございます。

それから、ラジオでございますけれども、全部で66社でございますけれども、黒字社がAMと短波合わせた数字でございますが12社、それからFM単営の39社で、合計51社でございます。赤字社が同じくそれぞれ3社、12社で合計15社となっております。

収支状況の推移、今度は下を御覧いただきたいと思います。青いグラフが売上高、赤いグラフが費用でございますけれども、売上高は過去のトレンドから御覧いただきますと、平成20年にリーマンショックがございましたけれども、ここで大きく減少したあとほぼ横ばいであったわけですが、24年度、そして昨年度と引き続いて増加というふうになってございます。費用でございますけれども、リーマンショック前はデジタル投資を各社進めておりましたので、その結果として減価償却が重くなって増加傾向にあったわけですが、リーマンショック後は費用削減を推し進めていただきまして、大幅減少になったと。ここ数年は、売上高の増加に伴う微増というのが起こっているというような状況でございます。

次の3ページを御覧いただきたいと思います。テレビ、ラジオの両方の放送事業者共に、平成20年のリーマンショックのあとは、一貫してコスト削減に努めた結果が反映されているということでございますけれども、営業損益、経常損益、当期損益いずれも、増加ということで推移してございます。

それから下のほうを御覧いただきたいと思います。こちら売上高営業利益率でござい

ます。本業の収益性を示す指標というふうに言われているものでございますが、地上系は全体で6.4%でございます。これを事業形態別に見ましても、テレビ全体が6.7、それからFMが3.5%ございまして、これは日本の全産業と比べますと、全産業で2.9%ですので、これを上回る状況になってございます。

ただ、逆に、AM、短波のほうは0.6%ございまして、この全体の水準からは大きく下回ってしまっているという状況でございます。

全体のこのトレンドとしましては、テレビ全体は平成21年度から、それからラジオのほうは22年度から増加に転じているというような状況でございます。

それから、4ページを御覧いただきたいと思います。これは、売上高、営業損益のそれぞれで、在局のキー局とそれから大阪のほうの準キー、それからそれ以外の局の比率がどうなっているかというのを見たものでございます。

売上、営業損益とも在京キー局概ね半分弱、在阪の準キー局が概ね1割、残りをその他で占めると、そういうふうな状況になってございます。

営業損益では、リーマンショック後の業績悪化した時期に一時的に在京キー局の比率が増えたというふうな現象が起きましたけれども、今は概ね旧状に復したというふうな感じになってございます。

それでは、続きまして衛星放送のほうから。

○鈴木衛星・地域放送課長 御手元の資料6ページを御覧いただきたいと思います。衛星放送について御説明させていただきます。

衛星放送の具体的な収支の御説明に入る前に、この表の「事業の別」のところで、衛星放送事業の全体像について御説明をさせていただきたいと思います。

衛星放送につきましては、衛星基幹放送、衛星一般放送の2種類がございます。衛星基幹放送につきましては、BS放送、それから東経110度CS放送がございまして、BS放送につきましては、民法キー局系やWOWOWをはじめとする20社、そして東経11

0度CS放送については、「スカパー！」サービスとして知られております23社がございます。これらの基幹放送につきましては、地上波との3波共用機、それから共用のアンテナで視聴することが可能になってございます。それから、表の下のほうの衛星一般放送でございすけれども、こちらは「スカパー！プレミアム」サービスと呼ばれております東経124/128度CS放送の事業者、それからそれ以外の衛星を使っている音楽チャンネル2社の合わせて46社がございます。こちらにつきましては、地上波の受信機とは別に専用のチューナーとアンテナが必要になっております。

それでは、具体的に営業収益の状況について見てまいります。この表のいちばん下の左のところの数字から御覧いただきたいと思ひます。

衛星放送事業全体では、営業収益は4491億円の市場規模になってございます。前年度比では営業収益はマイナス0.4%ということで、大きな動きはなくて微減ということでございます。営業費用は4090億円で前年度比0.9%減、営業損益は401億円で前年度比4%増となっております。全体といたしましては、大きな変化はなく横ばいといった状況と言えるかと思ひます。

続きまして、それぞれの区分別の状況を見てまいりたいと思ひます。同じ表の中でございますけれども、衛星基幹放送については、このBS放送のところですので、表の中の上から4番目の数字でございす。BS放送、1783億円ということで前年度比8.2%の増になってございます。こちら増加傾向を維持してございまして、近年このペースで堅調に推移しているところでございす。

さらにその下のキー局系BS放送のところを御覧いただきますと、キー局系の5社の合計は672億円ということで、前年度比14.3%増と好調な伸びになってございます。これは、近年は広告収入は順調に増加している影響で、好調を維持しているというものでございす。さらにその下でございすけれども、東経110度CS放送につきましては674億円ということで、前年度比19.7%増になってございます。19.7%増とい

うことで非常に大きな伸びに見えますけれども、これは平成24年2月の新規認定にかか
る事業者がはじめて1年分の決算を計上された影響も含んでいるものでございます。した
がって、この新規認定分を除いて見てまいりますと、営業収益は507億円ということで、
前年度に比べて4.3%の増加ということでございますので、新規認定分を入れると19.
7%増ですけれども、その影響を除いても4.3%の増加ということで、契約者数も19
6万から206万と伸びておりますので、ここも増加の傾向があるということでございま
す。

続いて、その下の衛星一般放送、東経124/128度CS放送についてでございます。
こちらにつきましては、事業者数、それから契約者数とも、減少傾向にございまして、前
年比で11.5%減の2033億円となっております。事業者数については66事業者か
ら46事業者になっておりますけれども、この要因といたしましては、段階的に放送事業
者から番組供給事業者に移行しているものでございます。その背景といたしましては、ト
ランスポンダの利用料の支払いが厳しくなってきた小規模の事業者が、放送事業者から番
組供給事業者へと移行していること、それによってコスト削減を図ったため、その影響で
事業者数が減っているところでございます。ただし、視聴者から見ますと、番組について
は、放送事業者から番組供給事業者に替わっても、視聴者から見ると番組の数等につい
ては、概ね維持されているという状況になってございます。契約者数については、前年17
6万件から157万件ということで、東経110度CS放送の普及に伴いまして、こちら
東経124/128度CS放送のほうは減少傾向が続いているところでございます。

続いて、7ページをお開きいただきたいと思います。上のグラフのところ、黒字社、赤
字社の状況でございます。BS放送、東経110度CS放送、衛星一般放送、それぞれ事
業規模別に3つに分けたグラフになってございますけれども、その3つをまとめて、BS
放送から見てまいりますと、BS放送につきましては、全体で20社のうち9社が赤字に
なっております。これは、平成21、22年の新規認定の9社のうち、黒字化を達成して

いるのは2社のみで、残り7社は赤字という状況でございますので、立ち上がり時期でこういう新規の事業者はまだ厳しい状況が続いておりますけれども、新規BS放送全体での赤字額は昨年より減少しております。黒字化までは、通常これまでの衛星放送も7年程度かかっておりますことから、今後の収支改善に期待が持たれているところでございます。それから真ん中の3つのところですが、東経110度CSにつきましては23社中4社が赤字ということでございます。この4社のうち3社は、やはり同じく平成24年2月認定の新規事業者でございます。

続いていちばん右側の衛星一般放送でございますが、こちらは46社中16社が赤字ということで、先ほど御説明させていただきました事業者数の減少に伴いまして、赤字社数も減少しておりますけれども、赤字社数の割合については、昨年と変わらない状況でございます。

続いて、その下の表のところでございます。こちら衛星放送事業の収支ということで、BS放送、東経110度CS放送、それから衛星一般放送、それぞれにつきまして、過去から見てまいりました収支状況でございますけれども、いちばん右側の平成25年を見ますと、それぞれの区分毎について、事業損益のところですが、黒字を3区分とも確保しているという状況でございます。

衛星放送については以上でございます。

○徳光地域放送推進室長 それでは、8ページをお願いいたします。「有線テレビジョン放送事業者の収支状況について」御説明いたします。

まず「注1」のところでございます、調査対象は、登録に係る自主放送を行なう営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者292社ということでございまして、この数は去年と変わっておりません。

まず全事業の総額でございます。全事業の総額とは、ケーブルテレビ以外の事業、インターネット接続と電気通信事業ということが主になりますが、それを含めました企業全体

の収支でございます。実は、これ昨年はじめて1兆円を超えたということでございますが、今年もこれから更に2%ぐらい増加しております、1兆567億円の営業収益、売上を上げておまして、当期損益では726億円の黒字というふうになってございます。

そして、ケーブルテレビ事業につきましてでございますが、営業収益は5030億円ということ、そして、営業損益は423億円というふうになってございます。

図3-1を御覧いただきたいと思いますが、これは全事業の最終損益について、単年度黒字事業者数、及びその割合の推移を示したものでございます。これ、昨年度は242社、82.9%ということでしたが、それが増加しまして、258社、88.4%が単年度黒字というような状況でございます。

更に図3-2、「ケーブルテレビ事業の収支状況の推移」ということを御覧いただきたいと思いますが、これは先ほど申し上げましたとおり、25年度は売上高5030億円ということでございます。

実は、この図からも分かりますようにピークは平成22年度、これはアナログ停波に向けて、デジタル波対策等で太っていったということも主たる要因のようでございますが、この22年度が5437億円の収益で、そこでピークということで、その後は料金プラン、利用者側からと、料金プランの見直しでもう少し安い料金のプランに変更するといったようなことで、客単価が低下しているということがございますようですが、いずれにしろ近年では、この5000億円前後というところに落ち着いていくといった状況でございます。

説明以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それではただいまの報告につきまして何か御質問等ありますでしょうか。

○原島代理 1点だけ。広告費のところですけども、BS等ではいわゆる通信販売で番組全体を使うというのがいくつかございます。それは広告費の範疇に入っているのですか、それとも別のジャンルなのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星放送で発表している数字においては、広告とは別の区分で通信販売という形になっております。

○原島代理 通信販売という別の区分ということ、そうすると、今日の最初のところに広告費の推移というのがありましたけれども、その中にも入っていないという解釈でよろしいですか。

○藤野地上放送課長 そうですね。

○原島代理 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 他には、いかがでしょうか。

○山本委員 では、1つよろしいですか。昨年か、もう少し前からか、ラジオ放送事業の経営の強靱化ということが言われていて、制度的な対応もされてきているということなんですが、全体的に見て、あるいは、個別の会社ごとに見て、ラジオ事業の状況というのはよくなっているという評価をしていいのか、あるいは、悪くなっている、あるいは、依然同じような水準であるというふうに見ていいのか、その辺の全体、あるいは個社ごとに見た場合の評価としては、どのようになりますでしょうか。

○藤野地上放送課長 昨年から放送ネットワークの強靱化というのをやっているんですけども、これは災害に強い放送ネットワークを確保しよう、あるいは、難聴がなるべくないようにしようというふうな取組がございまして、経営自体を強化するというふうな主旨ではないのですが、放送事業者の経営体制というのはきちりないと放送全体が成り立たないので、そこはしっかり見ていこうと考えております。ラジオ全体の経営状況ですが、先ほど赤字社がこのように増えたというふうなことをさっき申し上げましたけれども、必ずしも赤字が増えたから悪いんだということとも限らなくてですね、例えばこの2ページのところで、AM事業者の赤字が2社あると。3社と書いてあるんですが、これは[REDACTED] [REDACTED] 含めて3社だと思いますけれども、この2社どこかと言いますと [REDACTED]、それから [REDACTED] なんですけども、 [REDACTED] は一般に経営が悪く

ないと思われていると思いますが、ここで赤字社にカウントされております。これはどうしてかと言いますと、XXXXXXXXXX、そういう一時的な要因によって今回赤字になったというようなこと聞いていまして、全体、非常に経営が困っているという会社がこの中に含まれているということではないわけでございます。全体のトレンドから見ますと、確かにAM放送は特にそうなんですけれども、段々下がってきた状況というのはずっと続いているということですが、震災での役割というのが、災害の時の対応の役割というのが非常に注目されたこともあって、まだプラスまで転じたところはないのですけれども、いろんな指標で微減ぐらいのところまできているというのは確かでございます、個々の事業者についても、必ずしも今ここが危ないぞというところがあるわけではありませぬので、そういった意味では、若干、成長産業とは言えませぬけれども、落ち着いた状況にあるということはあるのかなというふうに思っています。

○山本委員 すみません、経営の強靱化という、若干ミスリーディングな表現をいたしましたけれども、経営に関していろいろ工夫をしようと思えば、いろいろな取組ができるような制度の改正が行われたということだと思います。

申し訳ございません。私のほうの表現が不十分だったので。若干補足をしました。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。特にありませんか。特にないようでございますので、報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報通信行政局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、これにて終了といたします。次回の開催は平成26年10月8日水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

ございました。